

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和2年5月15日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年5月15日（金） 午前 9時59分 開会
午前10時32分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	福住礼子	副委員長	弘 豊	委員	森西 正
委員	檜村一臣	委員	香川良平	委員	光好博幸
議長	村上英明	副議長	増永和起		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙
同局書記 織田裕太

1. 案件

令和2年第2回臨時会審議日程及び議事日程について

(午前9時59分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。本日は、大変お忙しい中、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

ご承知のように、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日に大阪府を初め7都府県に発出されました。その後、4月16日には、実施区域を全都道府県に拡大されました。昨日の国の発表では、39県で緊急事態宣言が解除されるとのことでありますが、大阪府を含め8都道府県がまだ緊急事態宣言下でございます。

今までの間、4月23日の第1回臨時会、それから5月1日付の専決処分、また、今回の第2回臨時会と頻りに議会議員の皆様のお手を煩わせることとなり、誠に申し訳なく思っております。

今回、提案させていただきますのは、医院、薬局、介護施設、保育施設等の従事者に対する応援給付金に関する補正予算1件と専決処分いたしました報告案件4件、計5件の案件の議案提出を予定いたしております。概要につきましては、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名いたします。

それでは、第2回臨時会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和2年第2

回摂津市議会臨時会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第36号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第3号)でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、市独自の施策を追加で講じるもので、現計予算額464億282万1,000円に補正額5,137万8,000円を追加し、補正後予算額を464億5,419万9,000円とするものでございます。

その内容は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言期間において、感染リスクが高い職場で市民生活を支え続ける医療や介護、福祉サービス等に従事する職員に対し、感謝、激励することを目的としての応援給付金でございます。

これにつきましては、議会運営委員会の資料といたしまして、左上をゼムピンでとめた資料を2枚用意させていただいておりますので、ご参照賜りますようお願いいたします。

次に、報告第3号は、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う家計への支援を実施するため、また、施設の使用制限による休業要請等を受けた中小企業等への支援を実施するために、早急な対応が必要となる事業への経費につきまして、歳入歳出それぞれ90億3,348万6,000円を追加する補正予算を5月1日に専決処分いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

主な内容は、歳入では、国庫支出金で特別定額給付金給付事業費補助金86億6,700万円、子育て世代臨時特別給付金事業費補助金1億2,153万円のほか、財

政調整基金繰入金1億4,783万円を計上いたしております。

歳出では、特別定額給付金86億6,700万円、子育て世帯臨時特別給付金1億2,153万円、休業要請支援金市町村負担金1億4,800万円などを計上いたしております。

次に、報告第4号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月1日に専決処分をいたしたものでございます。

その主な内容は、固定資産税に関しましては、中小事業者等が、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画にしたがって取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合をゼロとするものでございます。

軽自動車税に関しましては、自家用の三輪以上の軽自動車であって、乗用のものを取得した場合における環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することとしたものでございます。

その他徴収猶予の申請手続等に関する規定は、地方税法の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について準用する旨の規定を追加したものでございます。

次に、報告第5号、摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例専

決処分報告の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、大阪府後期高齢者医療広域連合において傷病手当金を支給することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月1日に専決処分をいたしたものでございます。

内容といたしましては、本市が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付け事務を追加したものでございます。

次に、報告第6号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金の支給を行うこととするため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月1日に専決処分をいたしたものでございます。

内容といたしましては、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、感染が疑われる場合において療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日について傷病手当金を支給することとし、1日当たりの支給額は、直近3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とするものでございます。

以上、令和2年第2回臨時会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時7分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○福住礼子委員長 議会運営委員会を再開します。

審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 令和2年第2回臨時会の審議日程等の事務局案について、説明いたします。

まず会期は、5月21日の1日間でございます。

審議日程につきましては、5月21日が本会議で、議案の提案理由の説明、質疑、採決でございます。

続きまして、5月21日の議事日程について、説明をいたします。

日程1が会期決定の件、日程2は、報告第3号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件など4件で報告を受けていただきます。

日程3は、議案第36号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第3号)で、上程の上、即決でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○福住礼子委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 本臨時会におきましても、前回と同様に議案の起立採決の際に写真撮影を行います。撮影は、印刷委託先のカメラマンにより、理事者側から行わせていただきます。撮影が完了するまでの間、ご起立いただきたく存じますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○福住礼子委員長 それでは、説明のとおり、よろしくお願いいたします。

続きまして、摂津市議会BCPの見直しについて、協議いたします。

前回の本委員会で委員長案をお示しさせていただき、各会派に持ち帰ってご協議いただくことになっておりましたので、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 公明党といたしましても特に異論はございませんでしたので、それでは、本内容で決定をさせていただきます。

次に、第2回定例会に向けての新型コロナウイルス感染症に係る議会運営の対応についてです。

お手元に配付しております新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時の議会運営の対応について(案)を御覧いただきたいと思います。

一番上の横の列に記載をしております感染者・濃厚接触者発生時のケースは大きく分けて四つ、一つは市民、次に、議会事務局職員を除く市職員、議会事務局職員、議員に分けております。議会事務局職員、議員は、そこからより細かく項目を分け、議会事務局職員については、感染者・濃厚

接触者一人の場合と二人以上の場合、議員については、定足数を満たす場合と満たさない場合としております。

次に、左端の縦の列に記載をしております感染者・濃厚接触者発生時の対応方法としましては、感染症拡大防止対策の徹底、本会議、委員会の日程変更、一般質問の短縮・中止、本会議、委員会の中止の四つの対応を表記しており、それぞれのケースに対しまして、○が対応方法の実施、△が状況により実施としております。

なお、この対応案につきましては、一定の目安としてお示しさせていただいておりますので、ここに記載できない様々なケースについては、本委員会で適宜対応を協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上が、委員長案の説明となりますが、何かご不明な点等はございますか。

森西委員。

○森西正委員 今、委員長案のということで提出いただいたんですけれども、この委員会の中で適宜対応するということがありますけれども、議員の定足数を満たす場合ということであれば、過半数以上の出席であれば定足数を満たすということになります。実際、過半数以上は満たしているけれども、もし7人、8人、新型コロナウイルス感染症の感染者が出るというふうなことであれば、定足数を満たしているけれども、実際に、そしたら議会、委員会等開催をできるかというふうなことにはなるかというふうには思うんです。そうになると、クラスターというような形になるんだらうというふうに思いますので、その点は、委員会での判断というふうなことですけれども、そういうふうなことにならうかというふうなことだけ、協議をする前に認

識をしとかなあかんのかなというふうには思いますので、よろしく申し上げます。
○福住礼子委員長 今のご意見分かりました。検討させていただきたいと思っております。

ほかにはございませんでしょうか。

光好委員。

○光好博幸委員 確認ですけど、まず、濃厚接触者というところの定義で言いますと、国とか研究機関等々で提示されている定義の濃厚接触という認識でよろしいですかね。

○福住礼子委員長 はい。

光好委員。

○光好博幸委員 今、特に国等々で発表されているのは、感染者の数は分かりますけど、濃厚接触者というのがちょっとつかみにくいと。これはどういうふうにならうかと対応されるというか。例えば、我々の会派で一人かかりましたとなったら、二人濃厚接触の可能性が高いとか、そういうふうな形で数えるんかどうか、その辺りの確認と、定足数というところでいくと、濃厚接触者が、例えば先ほどの森西委員じゃないですけど、7人、8人とふえてきたら、もう該当するのかというところだけ確認。会派で確認するとき、そういう話になる可能性もあるんで。考え方だけでいいですので後ほどお聞かせいただけるよう要望しておきます。

○福住礼子委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○福住礼子委員長 再開いたします。

それでは、本対応策については、各会派へ持ち帰っていただき、ご協議の上、次回の本委員会で協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、本会議での新型コロナウイルス感

染症対策についてですが、前回の臨時会と同様に、傍聴を希望される方には、自粛を要請いたします。

また、議員、理事者等の議場に入る全ての方を対象にマスクの着用を義務付け、質問及び答弁についても、マスクを着用したまま実施させていただくとともに、密閉空間の改善を図るため、議場においても本会議中に扉を開放することで換気を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前10時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福住礼子

議会運営委員 森西正